

【概要】

- 聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医の取消処分を契機に、指定医の申請を行った者について調査をした結果（※）、不正申請が疑われる指定医がいることが判明したため、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を聴いて行政処分を行った。

※調査の対象者：平成21年1月～平成27年7月の申請者3,374人（対象ケースレポート件数31,195件）

（参考）聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医の取消処分について

指定医の指定申請に当たり、自ら診断、治療に十分に関与していない患者についてのケースレポートを提出したとして、指定医（申請者及び指導医）の指定の取消を行ったもの。

- ・平成27年4月及び6月に、23人の指定医（申請者11人、指導医12人）の取消処分
- ・同年10月に医業停止処分（申請者1か月、指導医2か月）

【行政処分等の内容】

- ①指定医の取消 89人（申請者49人、指導医40人）、②新規指定申請の却下4人

【行政処分の対象者に関する考え方】

- ケースレポートに係る症例の診療録の記載が全くなく、診断又は治療に十分な関わりがあったとはいえない申請者
- ケースレポートに係る症例の診療録の記載が週1回未満であり、記載内容から診断又は治療に十分な関わりがあったとはいえない申請者
- 申請者の不正なケースレポートにおいて指導等を行ったことを署名により証明した指導医

（精神保健福祉法）精神保健指定医の指定及び指定の取消し

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

- 一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

第十九条の二 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消さなければならない。

- 2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

精神保健指定医制度

【制度の趣旨】

- 人権上適切な配慮を要する精神科医療に当たる医師について、患者の人権にも十分に配慮した医療を行う必要な資質を備えていることが求められることから、昭和62年の改正で、一定の精神科実務経験を有し法律等に関する研修を終了した医師のうちから、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として、厚労大臣が「精神保健指定医」を指定する制度を創設。

【精神保健福祉法】

- 第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。
- 一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。
 - 二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。
 - 三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。
 - 四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

〈指定医として必要な精神科医療の各分野にわたる実務経験の確認方法〉

- 指定に必要な実務の内容は、申請時に添付された、①統合失調症、②躁うつ病、③中毒性精神障害、④児童・思春期精神障害、⑤症状性又は器質性精神障害及び⑥老年期認知症のそれぞれの圏内にある精神障害について実務を経験したことを示すケースレポート（※）によって、医道審議会において審査。

ケースレポートより、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有しているかについて確認。

※ケースレポートの要件（精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領からの抜粋）

ア 精神科実務経験告示に定める八例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務し、当該医療機関に常時勤務する指定医の指導のもとに、自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に四日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例についてケースレポートを提出するものとする。

ク 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成することは認められないものであること。

指導医について（「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

（1）指導医は以下の役割を担うものとする

ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。

（2）その他

ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの表紙に記載すること。

イ その場合、原則として、ケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。